

平成 19 年 9 月 14 日

各 位

会社名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝 弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦公司
(TEL. 06-6683-3101)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 2 月 28 日に株式会社フレッシュタウン（以下 原告という）より訴訟の提起をされていた請負代金請求事件について、平成 19 年 9 月 13 日、東京高等裁判所において、原告の請求を棄却する判決が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成 14 年 2 月から 8 月にかけて受注した建築内装工事において、原告に対し施工を発注し工事完了の引渡を受けましたが、その工事代金に未払いがあるとして、その代金 13,797 千円および遅延損害金の支払いを求める訴訟を平成 15 年 2 月 28 日、原告から提訴され、東京地方裁判所において審理が進められてまいりました。その中で、当社と致しましては、工事代金の支払いを完了したという認識のもと当社の正当性を主張してまいりました。

その後、平成 19 年 1 月 31 日、第一審判決において原告の請求は棄却されましたが、同年の 3 月 22 日、原告より控訴され、平成 19 年 9 月 13 日、東京高等裁判所より原告の控訴を棄却する判決が下されたものであります。

2. 訴訟の提起があった裁判所、年月日

- 1) 東京地方裁判所
- 2) 訴訟提起日 平成 15 年 2 月 28 日

3. 判決が下された裁判所、年月日

- 1) 東京高等裁判所
- 2) 判決日 平成 19 年 9 月 13 日

4. 訴訟を提起した者

- 1) 名称 株式会社フレッシュタウン
- 2) 所在地 東京都江戸川区船堀七丁目 2 番 8 号
- 3) 代表者氏名 代表取締役 新田 勘一

5. 判決の内容

- 1) 本件控訴を棄却する。
- 2) 控訴費用は、控訴人（原告）の負担とする。

6. 今後の見通し

当判決は、当社の主張を全面的に認めるものであり、妥当性があると認識しておりますが、当該企業による上告の可能性はあります。仮に上告された場合でも当判決どおり当社に瑕疵がないことを確信しており、今後も正当な論拠を主張し、勝訴できるものと判断しております。

また、現時点においては、当判決による業績に与える影響はありません。

以上